

令和5年度第1回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和5年8月1日(火) 和歌山労働局6階会議室	午後4時23分から 午後4時50分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席3名 出席3名 出席3名	定数3名 定数3名 定数3名

○事務局(酒井)

ただ今から、第1回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日、第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまで事務局で議事を進行いたします。

まず初めに委員の紹介でございます。全員が審議会委員からの選出ですので、お手元の資料1の専門部会委員名簿とお席の名札を御参照いただくことで紹介とさせていただきます。なお、一部名簿の所属、職業に誤りがございます。大変申し訳ございません。次回専門部会までに修正したものを御配りいたします。よろしく願いいたします。

続きまして委員の出席状況と会議の成立状況について御報告いたします。委員9名中、全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項の規定による定足数である各代表の3分の1以上、又は全体の3分の2以上を満たしており、本部会が成立していることを御報告いたします。

次に、本会議は公開審議としておりまして、7月7日付けで傍聴公示を行いましたが、希望者はございませんでした。

それでは、開会に先立ちまして、まず専門部会の審議事項の方を確認させていただきます。

専門部会で最低限、審議決定をする必要のある事項は、一つに最低賃金額、二つ目に当該最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲、三つ目に効力発生の日、の3項目でございます。

結審しましたら、専門部会から審議会本審に対する報告書を作成させていただきます。

参考までに本日、資料6といたしまして昨年度の報告書をお配りしております。その裏面の別紙1を見ていただきますと、改正決定で記載する項目のうち1から3ですね、適用する地域、使用者、労働者については、あらかじめ最低賃金法で定まったものでございます。4番目が審議の中心となります。改定後の金額で、最低賃金法第3条に基づき時間額で定めます。5番目のこの最低賃金にお

いて賃金に算入しないものは、精皆勤手当、通勤手当、家族手当となっておりますが、これは中央最低賃金審議会で示された考えに基づくもので、全国全て同様となっております。通常具体的に審議していただく必要はございません。6番目は効力発生日でございますが、最低賃金法では公示から30日後が効力発生日となりますが、それ以降の具体的な日を定めることも可能です。具体的な日を定める必要がない場合は、法定どおりとしていただきますが、具体的な日を指定する場合には、具体的な年月日をここに記載することになります。

その他、最低賃金は生活保護施策との整合性についても確認することとなっておりますので、別紙2として県最賃と生活保護との比較についての報告も付記されております。これについては、中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法により記載しております。

これらの文面は、専門部会の決定に基づいて事務局が案を作成して、委員の皆様様の御承認を得て施行するという流れになります。

そして、全会一致の結審の場合は、第1回本審での議決により、専門部会での決議が審議会での決議となりますので、併せて審議会会長名による労働局長宛での答申書も作成していただくこととなります。

以上のような大まかな流れになりますが、ここまでよろしいでしょうか。

質問なし

○事務局（酒井）

ありがとうございます。

続きまして議題に入る前に、本日配付しております資料について簡単に御説明させていただきます

資料1は、専門部会の委員の名簿でございます。

資料2は、専門部会の運営規程になります。

資料3は、最低賃金と生活保護費との比較データです。後ほど改めて説明させていただきます。

資料4は、昨年、令和4年6月実施の最低賃金に関する基礎調査の結果から、昨年の改定前の859円の未満率と、改定後の889円の影響率について、業種と規模ごとにまとめた一覧表でございます。昨年の改定によってどの業種が影響を受けたのか確認いただけるかと思えます。

資料5は、中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金、助成金の和歌山県の実績でございます。

そして資料6は、先ほど御覧いただきました昨年度の部会報告書となっております。

これに加えて、先ほど本審の方でお示しさせていただきました資料6、和

歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書、これにつきましては金額審議の際にも参考としていただく資料でございますので、簡単に説明させていただきます。

当該資料、最低賃金審議会の資料とするために、全国同じ基準で調査を行っておりまして、対象は99人以下の製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業と、29人以下の卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びその他のサービス業となっております。和歌山県では6月1日現在の賃金の実態としまして、事業場の労働者5,265人分の回答を得て集計しております。経済センサスの事業所情報では、調査対象の業種、規模の労働者が県内には約12万5,000人おりますので、回答を得た5,265人分のデータを、業種、規模ごとに約12万5,000人まで復元したものでございます。

少し飛ばしまして6ページを御覧いただければと思います。一覧表でございます。大きく上半分は一般とパート労働者を合わせたもの、下半分はパート労働者のみとなっております。それぞれ業種ごとに第一・20分位数、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数を示しております。資料の冒頭の方に定義は記載させていただいておりますが、第一・20分位数とは、労働者の賃金を低いものから順に並べて、20等分して、低い方から20分の1の順位に当たる数値です。一般、パート計、パートのみ、いずれも製造業、卸・小売業などの第一・20分位数に、最低賃金ぎりぎりの889円が見られます。

続きまして次の7ページのグラフでございます。令和4年の青の棒と令和5年の赤の棒のグラフを並べて表示しております。上下のグラフとも、890円台、900円台、1,000円台のところなどに一定のピークが見られます。

次に9ページでございます。こちらが総括表を簡略化してまとめたものでございまして、現行の最賃から1円上がることに影響率がどのように上がっていくかというのを表したものでございます。切りの良い890円、900円などに該当労働者が多いので、そこを超えることに影響率が上がるということがお分かりいただけるんじゃないかと思っております。

以上、簡単ではございますが資料の説明とさせていただきます。

配付資料について御質問等がございましたら、この後関連する議題の中でお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、議題に入らせていただきます。

議題1の部会長及び部会長代理の選出でございますけれども、最低賃金法第24条の規定では、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっておりますが、当専門部会では、従来から公益委員の互選により部会長及び部会長代理を選出して承認いただいております。今回もこの方法により選出させていただくということによろしいでしょうか。

異議なし

○事務局（酒井）

ありがとうございます。それでは公益委員で御協議いただきまして選出をお願いいたしたいと思います。

○廣谷委員

廣谷でございます。先日、公益委員会議において協議しました結果、部会長を廣谷、部会長代理を金川委員が担当することになりました。

以上、御報告します。

○事務局（酒井）

公益委員の方々に御協議いただきまして、部会長に廣谷委員、部会長代理に金川委員を選出していただきました。

御意見等ございませんでしょうか。

意見なし

○事務局（酒井）

ありがとうございます。それでは部会長を廣谷委員、部会長代理を金川委員にお願いし、以降の進行を廣谷部会長に引き継ぎたいと思います。

廣谷部会長、よろしくお願いいたします。

○廣谷部会長

はい。では引き続きよろしくお願いをいたします。

では議題2、運営規程第6条による議事録確認委員等の指名ですが、公益側は部会長が担当いたしますが、部会長以外の労使委員について、それぞれ1名を推薦していただき、指名したいと思います。

労働者側、どうでしょうか。

○濱地委員

はい。労側につきましては濱地が担当させていただきます。

○廣谷部会長

はい。よろしくお願いたします。

では使用者側、いかがでしょうか。

○児玉委員

使用者側は児玉でございます。

○廣谷部会長

よろしく申し上げます。

それではそれぞれ、労働者側から濱地委員、使用者側から児玉委員が推薦されましたので、指名することといたします。

議事要旨を作成する場合も確認していただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

次に議題3、生活保護との整合性について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（酒井）

説明させていただきます。

資料3の方を御覧ください。中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法に基づき計算した、生活保護と最低賃金の比較計算の資料でございます。生活保護の最新データが令和3年度となりますので、令和3年度での比較となっております。比較するのは若年単身者ということで、生活保護では18歳から19歳の単身世帯のデータを使用します。

まず、生活保護でございますけれども、ローマ数字の2番の(1)のところですね、食費や被服費に充てるものとしての第1類費、水道光熱費や家具什器費などに充てるものとしての第2類費を、県内地域による3つの級地ごとに人口加重平均して月額69,320円程度と算出します。

次にでございます。暖房費等に充てるものとしての冬期加算を1か月平均額に換算して1,096円程度と算出します。

次にです。年末に増加する食費等を補填するための期末一時扶助費を県内の級地で人口加重平均して、月平均998円程度と算出します。

裏面にまいりまして、これらを合わせ生活扶助費を月額71,414円程度と算出します。

次に(2)のところでございます。住宅扶助費をその実績から1世帯当たりの月額として22,796円程度と算出し、これを生活扶助費に足し合わせて生活保護の月額を94,211円と算出します。

これに対してまして最低賃金ですが、ローマ数字の3番のところになります。令和3年度の和歌山県最低賃金である859円で、週40時間、月にして173.8時間労働したと仮定した月額に、可処分額を算出するための係数0.816を掛けて、手取額を121,824円と算出します。

この結果、最低賃金額が生活保護の水準を上回るという計算結果となります。

先ほどの本審でお配りしました中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会

の資料 2の方にも、全国のデータがグラフで示されておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。

○廣谷部会長

はい。ただ今事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

意見なし

○廣谷部会長

はい。では最後の議題となりましたが、今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標などについて、労使から何か発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○濱地委員

それでは労働者側の意見を申し上げたいというふうに思います。

まず3年半にわたりますコロナ禍でありましたが、まだ収束に至っていない状況であるのですけれども、感染症の分類も2類から5類へととなりまして、また経済も回復に向かいつつある局面でですね、この局面でしっかりと経済を成長させていくということ、その上で今年の春闘の成果というものを末組織の労働者へも広く波及させていく必要があるというふうに考えているところでございます。

ちなみに、連合加盟の5,272組合の賃上げの結果でございますけれども、額で言いますと10,560円、率で3.58%ということで、かつてない水準で推移をしております。また有期、短時間、契約労働者につきましても、時給で52.78円、率で言いますと5.01%と、こちらの方も高水準といったところになっております。

しかしながら、資源高、原材料高で、また円安の影響で、いまだ物価が高水準で、最低賃金近傍で働いている人の生活を圧迫している。

さらに年間2,000時間働いてもワーキングプア、いわゆる働く貧困層の水準であるといったところ、和歌山県で2,000時間働いても180万円に届かない水準である。この水準を皆様どのように受け止めているのかということでございます。

特に今年は、先ほども申し上げましたとおり物価高といったことでもありますので、県民の生活維持、向上の観点から、しっかりと実質賃金というものを強く意識した議論をしてまいりたいというふうに考えてございます。

さらにハローワークの募集している時給も、1,000円を超えているところがほとんどであるということでございますので、これまさしく労働人口が減少して、企業が存続や発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いているという結果であるというふうに思います。

加えて、賃上げには中小零細企業の支援策は必須であるということは申し添えたいというふうに思います。

まだまだ労働人口が県外に流出しているんだという課題、いわゆる地域間格差、今年は初めて3ランク制での議論ということで不透明な部分もあるんですけども、労働側としましては和歌山県の経済発展に向けて、そちらの方につながるような議論をしっかりとまいりたいというふうに思っておりますので、御理解と御努力をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

では使用者側、いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。使用者側の基本的な考え方を申し述べたいと思います。

その前に今、濱地委員から御指摘がありましたようにアフターコロナの現在の中でですね、雇用の需要の高まりと同時に生産年齢人口の減少といった、その供給不足の状況から大変人出不足の現状があり、さらにはこれから悪化をするのではないかといった懸念の声が大変多くなってきたと認識しております。

物価高の状況についても御指摘がございました。消費者物価指数が3%を超える高い数字、まあ幅がありますからやり方もありますが、一方では企業物価指数においても4%から5%というふうに、消費者物価指数を上回る高い水準であるということも指摘しておきたいと思います。

このことはですね、原材料の高騰を十分販売価格、いわゆる価格転嫁が進んでないということで、中小企業においては身を削って対処しているというふうに理解をしております。

一方ですね、価格転嫁が進んできているというお話もございますけれども、これは原材料についての価格転嫁が少しずつ進んできているということであるんですが、物流コストや賃金コストの上昇について、これを販売価格に上乗せできていないということで、これについても中小企業の持ち出しになっているという状況であります。

賃金の上昇につきまして、今年の春季労使交渉ではですね、本県の中小零細企業のところもずいぶん頑張って賃金引上げを実施してきたというふうに認識を

しておりますが、これは労働需給のひっ迫に伴いまして、業績が回復していないにも関わらず、人材確保、定着のために無理をして賃金をアップしていると。大手企業のように内部留保があって、それで上げていたということではなくて、3月時点で我々が聞いているところではですね、2%台のアップかなと思っていたところがですね、大手さんの方で高い数字があったもので、それに引きずられて無理をした状況かなという理解をしているところでもあります。

審議に当たっての基本的な考え方につきましては、賃金のアップについては一定程度のアップについて、生活者、労働者の生活を守るためにも必要であるというふうには認識をしているところですが、和歌山県のデータに基づいて、データエビデンスに基づいて審議をしてみたいと。最低賃金法に定められた三要素の中でも、地域における労働者の生活費及び賃金並びに通常の事業の支払能力を考慮するとなっておりますが、やはり賃金支払能力について重視してみたいというふうに思っているところでございます。

目安額が示されました。かつてない大幅な金額と率のアップについては、多くの中小企業、零細企業にとってみればですね、心配と言いますか、大変驚きをもって受け止めているところでもあります。

最低賃金のぎりぎりのところで雇用されている方々の割合、影響率につきましても、若しくはこの目安額で示されますとですね、相当大きな影響率になるのではないかということで、結果としてですね、中小企業の収益を圧迫することになって、雇用の維持が守られないことにつながるのではないかと、つまりは廃業、倒産の増加になるのではないかとということで、無理をして雇用確保する、賃金をアップするということが、事業の継続を損なうのではないかとことを心配しているところでもあります。

最後に、脆弱な中小零細企業の経営の厳しい中で、政府関係機関による支援策のこれまで以上の拡充が図られて、それは生産性の向上であったり、価格転嫁が進む可能な環境であったり、また紀州有田商工会議所からも御指摘がありましたけれども、いわゆる所得の壁をどう乗り越えるかといった政府のいろんな取組も併せて要望してみたいと思うところでもあります。

以上でございます。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

物価高等の影響を踏まえた基本的な考え方をいただきました。春闘の結果を踏まえた考え方については、それぞれまた異なる意見もあったと思いますけれども、また今後の議論でと思います。

今の労使の御意見を伺った中で、公益委員から御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

意見なし

○廣谷部会長

それでは、それぞれの意見をいただきましたので、十分尊重して、次回から有意義な審議に入らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

その他の議題は何かございますか。

○事務局（酒井）

特にございません。

○廣谷部会長

では、本日予定していました議事は以上でありますので、本日の会議はこれで終了したいと思います。